

課題解決モデル企業の生産性向上に資する取組に対する助成

Q & A（7月18日時点）

問1 「3 助成対象者」→「(1) 個別要件（中小企業者）」→「⑦ 次期決算期における給与支給総額が、直近決算期の額から2.0%以上増加する計画を有していること。」について、給与支給総額の算出の対象者は、全社の従業員及び役員か。それとも助成対象事業の実施事業所にかかわる従業員及び役員のみでよいのか。【募集要領3ページ】

答1 給与支給総額は、全社での総額で算出してください。

また、給与支給総額の算出に当たり対象とする従業員及び役員は、基準年度及びその算出対象となる各事業年度において全月分の給与等の支給を受けた者とし、途中採用や退職等で全月分の給与等の支給を受けていない者は、全月分の給与等の支給を受けていない事業年度に限り対象から除いてください。。

問2 「3 助成対象者」→「(2) 共通要件」→「⑥ 事業所内最低賃金の額（時間給）と、青森県最低賃金（特定最低賃金が決定されている場合はいずれか高い額）との差額が30円以上であること。」について、満たす必要がある者は、全社の従業員か。それとも助成対象事業の実施事業所にかかわる従業員のみでよいのか。【募集要領4ページ】

答2 申請日時点で、全社の従業員（最低賃金が適用される者に限る。）が満たしている必要があります。

問3 「3 助成対象者」→「(2) 共通要件」→「⑦ えろぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定、もにす認定又は健康経営優良法人認定」のいずれかを取得していること。」について、各認定を取得した後でなければ、本助成金の申請はできないのか。【募集要領4ページ】

答3 各認定を申請中である場合に限り、本助成金の申請を可とします。

※ 募集期間後に開催する選考会で採択となった場合であっても、認定取得後でないと市の事業認定を受けられず、事業着手（着工）ができませんので、予め御留意ください。

※ 「④（連携）事業継続力強化計画の認定を受け、又は事業継続計画（BCP）を策定していること。」に規定する「（連携）事業継続力強化計画」についても、同様の取扱いとします。